

## 2018年度募集について

### □ 藤本基金について

藤本倫子環境保全活動助成基金は、環境カウンセラーである藤本倫子氏からの寄附金をもとに2002年に設置されました。以来、「子どもたちの環境への思いを育む」という理念の基、環境のために自ら考え行動する子ども達の手助けとなるべく、子ども達による環境活動に対し、活動費の助成を続けています。

### □ 助成の対象になる活動について

2018年4月1日～2019年2月28日の間に実施される、子ども達による環境活動に対して助成します。子ども達が自主的に取り組む、身の回りにある自然の調査・観察、地域の環境を良くしようとする活動、環境についての学習などが助成の対象になります。(ただし、イベントの参加費用、キャンプ・旅行費用は助成の対象にはなりません)。 <併せて2ページの「対象となる活動」をご覧ください>

### □ 助成を申請できるグループについて

当基金に助成を申請できるのは、こども会、こどもエコクラブなど、小学生や中学生によって構成されるグループです。友人同士によるグループでも申請ができます。また、中学校、小学校、保育園などの教育機関に対して助成を行うことはできませんが、それら教育機関の中に作られたクラブなど、生徒・児童が主体的に活動するグループであれば、そのグループで申請することができます。

なお、子どもの環境学習・活動を目的としていても、企業が主催・サポートするグループや、月謝等の対価を受ける塾や教室、NGOなどは、当基金の助成の対象にはなりません。当基金では、一般の助成金に申請できる組織を有さず、資金を得ることが困難なグループの活動に対し、少額な助成ながらも活動を支援することを目的としています。ご理解をお願いいたします。

<併せて2ページの「助成申請資格」をご覧ください>

### □ 応募方法

2018年6月1日～6月30日(消印有効)の間に、助成金交付申請書(決められた申請書の書式をご使用ください)を事務局までお送りください。書類審査の上、7月中旬に文書にて結果をご通知いたします。

なお、助成金は、活動報告が完了した後にお支払い致します。

### <応募書類送付先およびお問い合わせ先>

公益財団法人日本環境協会 藤本倫子環境保全活動助成基金事務局

住所：〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

TEL：03-5643-6262 (お電話でのお問い合わせは月曜日～金曜日(祝日を除く)の

10時～17時(12時～13時を除く)をお願いいたします。)

E-Mail：ookenikin@japan.email.ne.jp

### 助成申請資格

- ① 最低5名以上のメンバーが参加する環境に関心がある小学生または中学生のグループであること。
- ② メンバーで力を合わせて取り組みたい環境活動や、学習したいテーマ（環境に関すること）があること。
- ③ 活動の安全を図り、当基金事務局との事務連絡や会計管理を行う成人のサポートを受けることができること。

### 対象となる活動

次に掲げる要件を全て満たす活動を助成の対象とします。

- ① 子ども達（小学生・中学性）が興味を持って自主的に取り組む環境活動であること。
- ② 活動を通じて、環境に対する学びを得ることができる内容の活動であること。
- ③ 自分たちが暮らす地域の中で行われる活動であること。
- ④ 計画に無理がなく、安全に配慮されていること。
- ⑤ 2018年4月1日～2019年2月28日までの間に実施される活動であること。
- ⑥ イベントや学習会への参加・見学を目的にした活動でないこと。

### 助成金の上限

参加するメンバーの人数に応じて10万円を限度に助成します。（1名あたり2,500円上限）

- 例
- |         |  |                             |
|---------|--|-----------------------------|
| メンバー5名  | → 助成上限額は12,500円                                  | <b>※5名未満の場合は助成金は交付されません</b> |
| メンバー8名  | → 助成上限額は20,000円（ $2,500 \times 8 = 20,000$ 円）    |                             |
| メンバー45名 | → 助成上限額は100,000円（ $2,500 \times 45 = 112,500$ 円） |                             |

※ 40名を超える場合は、最高上限の10万円を上限とします。

※ メンバー数は、提出いただいたお手紙で確認します。

### C-5. 助成される経費

助成が認められた活動を行うために必要な経費のうち、次に掲げる経費について助成します。**助成金を受け取るためには必ず領収証（レジレシートでも可）が必要です。**領収証はなくさないようご注意ください。ただし、領収証を受け取ることが難しい近距離の電車・バス料金などについては、所定の書式による旅費報告書を領収証にかえることができます。

- ① 交通費 活動を行うために必要なバス代、電車賃（公共交通機関のみ対象）  
（活動メンバーの子どもおよび世話人1名の交通費を助成）
- ② 図書購入費 調べごとのために使う図書（ソフトウェアを含む）・参考資料の購入費用
- ③ 消耗品費 活動に必要な文房具、材料などの購入費（汎用性の高い物品の購入は対象外）
- ④ 通信費 郵便料金、荷物の送料
- ⑤ 雑費 保険料、学習施設への入館料、応急手当用品など

※ 助成できるのは上記の費目のみです。謝礼金、飲食経費、バス借上料、会場費、車両使用費用は助成できません。

※ 領収証の宛名は、「世話人名」または「グループ名」のみ有効です。（法人名等、グループ名以外の組織名を宛名とした領収証は無効です）

## 助成内定から助成金交付までの流れ

書類審査の結果、採択されたグループに対して助成内定通知書をお送りします。助成金は、活動を終えて報告が完了してから2週間以内にお支払いたします。

なお、予定していた活動が実施されなかった場合、申請内容と活動実態が異なる場合、完了報告がなされなかった場合には、助成金は交付されません。

助成金交付のために、以下のことが必要となります。

- ① グループの世話人の方と当基金との間で「助成契約書」を交わさせていただきます。
- ② 助成内定グループとして、当協会ホームページなどでの「グループ名」「活動名」の公表をご許可いただきます。
- ③ 助成活動終了後1か月以内に、八つ切画用紙（サイズ：38cm×27cm）に活動の報告をまとめて提出してください。（グループで協力して1～2枚にまとめてください。八つ切画用紙以外での提出は活動報告として認められません。）提出していただいた活動の報告は、当協会のホームページへの掲載やイベントでの展示を許可させていただきます。
- ④ 活動の報告とともに、参加したメンバー全員が、当基金の資金提供者である藤本倫子さんに、活動を通して学んだことを、1人1通ずつお手紙に書いてください。いただいたお手紙は藤本倫子さんにお渡しします。  
（参加メンバーの人数は、提出していただいた手紙の数で判定します。）
- ⑤ 会計報告は世話人の方が行なってください。会計報告には領収書原本を提出していただきます。助成金の交付は、報告が完了した後になりますので、それまでの間活動費は、お立替えていただくこととなります。助成金は、世話人名義の口座またはグループ名義の口座にお振込いたします。

ふじもと みちこ

## 藤本 倫子さんについて



環境カウンセラー。

環境問題に危機感を抱き、次代を担う子ども達に美しい地球環境を引き継ぐため、日々の暮らしの中で取り組める生ごみの減量化について独自の方法を考案し、全国の自治体や一般市民に対する普及活動を展開。

また、全国の小・中学校、高校で環境についての特別授業を行い、環境を守る大切さを熱心に伝えてきた。

私財を投じて藤本倫子環境保全活動助成基金を創設し、環境活動に対する支援を行う。